

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (勤労日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アゼルバイジ ヤン	バクー市緊急医療機材整備計画 のためのアゼルバイジャン共和国政 府とアゼルバイジャンとの間の交換公文	バクー市緊急医療機材整備計画を実施するに必 要な 1. 機材及びその預付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の機材の操作指導に必要な役務の供与	222,000千円 H21.3.4まで	H20.3.5 バクーで (同日)	日本側 中島英臣在アゼル バイジャン臨時代理大使 アゼルバイジャン側 アビ ド・シヤリホフ副首相	H20.3.19 173号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、_____と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。